「淡路島3年とらふぐ」のGI登録について

このたび、「淡路島3年とらふぐ」が、農林水産物や食品を地域ブランドとして保護する 国の地理的表示(GI)制度に登録されましたので、お知らせします。

水産物としては関西初の登録となり、兵庫県内産品の登録は神戸ビーフ、但馬牛、佐用も ち大豆に続き、関西で最も多い4例目となります。

1 地理的表示保護制度とは

地理的表示(GI:Geographical Indication)保護制度は、その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因・環境の中で育まれてきた品質、社会的評価等を有する農林水産物・食品の名称を品質基準とともに国が知的財産として登録し保護する制度です。地理的表示に登録されると、日本の地理的表示産品であることを証する「GIマーク」の使用が認められ、地理的表示産品であることの証となります。

2 登録日及び登録番号

登 録 日 令和6年1月29日 登録番号 第144号

登録生産者団体 福良漁業協同組合

代表 者 代表理事組合長 前田 若男



3 淡路島3年とらふぐの特徴

産 品

育ま

ħ

7

生産地

- ・世界三大潮流の1つである 「鳴門海峡」に隣接した 淡路島福良湾で養殖
- ・日本一速い潮流の影響を 受けて引き締まった身質 と歯ごたえ

特性

- ・従来1~2年の養殖期間を技術的にも難しい3年に延ばすことに成功
- ・一般的な養殖とらふぐの1.5~2倍 大きい1尾1.2kg以上の出荷規格
- ・大きく成熟することで旨みが増す
- ・濃厚な味わい

地理的表示

淡路島3年とらふぐ



名称から産地と産品の 特性がわかる

4 参考資料

- 地理的表示(GI)保護制度~登録産品一覧~
 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/register/index.html
- ・地理的表示(GI) 保護制度〜地理的表示及びGIマークの表示について〜
 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/gi_mark/index.html

5 その他(ブランド化の取組)

- ・ひょうご農畜水産物ブランド戦略 平成27年度策定
- ・兵庫県認証食品「ひょうご推奨ブランド」平成29年度取得

<**問合せ先**>農林水産部流通戦略課 078-362-9213